

魚津市告示第82号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、経済センサスー基礎調査（2019年度）に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和元年5月27日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 経済センサスー基礎調査（2019年度）
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期
  - 第1期 令和元年6月1日から令和元年7月31日まで
  - 第2期 令和元年8月1日から令和元年9月30日まで
  - 第3期 令和元年10月1日から令和元年11月30日まで
- 4 報酬の額 1任期当たり 71,400円
- 5 費用弁償の額
  - 第1期又は第2期 1任期当たり 6,346円
  - 第3期 1任期当たり 6,450円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日
  - 第1期 令和元年8月21日
  - 第2期 令和元年10月21日
  - 第3期 令和元年12月20日